

大江町建設工事指名競争入札参加者の資格基準

(目的)

- 1 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び大江町契約に関する規則（昭和39年規則第1号）の規定により建設工事の指名競争入札に参加することができる資格を有するもの（以下「資格者」という。）について、必要な事項を定める。

(格付け)

- 2 格付けは、次に掲げる工事の資格者について、工事の種類毎に次項の規定による総合評点数に基づいて行う。
 - (1) 土木一式工事（下水道工事を含む）
 - (2) 建築一式工事
 - (3) 水道施設工事
 - (4) ほ装工事

(格付の方法)

- 3 等級別格付は、第1号による数値から第2号による数値を除いた点数とする。
 - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査の総合的な評定とされた数値（以下「総合評点」という。）
 - (2) 競争入札参加申請書が提出された日の属する年度及び前年度に、町が発注した工事等において大江町建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けた建設業を営む者については、当該指名停止に係る建設工事の種類総合評点より5%を乗じて得た数値

(営業年数2年未満の者の格付)

- 4 営業開始後24ヶ月を経過しない者は最下等級に格付するものとする。

(共同企業体の格付)

- 5 大江町共同企業体運用基準（平成18年）に定める特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の格付けについては、次のとおりとする。
 - (1) 特定建設工事共同企業体については、結成のつど格付を行うものとし、原則として各構成員が付与されている等級のうち、最上級の等級をもってその共同企業体の等級とする。
 - (2) 経常建設企業体については、各構成員における第3項の平均数値を総合評点として、格付けを行うものとする。

(格付の基準)

- 6 等級別格付の区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 土木一式工事

等級	建設業者
A	第3項による数値が750点以上であるもの
B	第3項による数値が650点以上であるもの（ただしAは除く。）
C	第3項による数値が550点以上であるもの（ただしA、Bは除く。）
D	第3項による数値が549点以下であるもの

ただし、第3項による数値が800点以上であっても、Aに格付けされる者は、土木一式工事における特定建設業の許可を有しなければならない。

(2) 建築一式工事

等級	建設業者
A	第3項による数値が700点以上であるもの
B	第3項による数値が600点以上であるもの（ただしAは除く。）
C	第3項による数値が599点以下であるもの

ただし、第3項による数値が700点以上であっても、Aに格付けされる者は、建築一式工事における特定建設業の許可を有しなければならない。

(3) 水道施設工事

等級	建設業者
A	第3項による数値が650点以上であるもの
B	第3項による数値が649点以下であるもの

(4) ほ装工事

等級	建設業者
A	第3項による数値が700点以上であるもの
B	第3項による数値が600点以上であるもの（ただしAは除く。）
C	第3項による数値が599点以下であるもの（ただしA、B以外を含む。）

ただし、Aに格付けされる者は、第3項による数値が700点以上であっても、ほ装工事における特定建設業の許可を受け、かつ舗装施工管理技術者を有しなければならない。Bに格付けされる者は、第3項による数値が600点以上であっても、舗装施工管理技術者を有しなければならない。

(資格者名簿への登載及び公表)

- 7 資格審査の結果は指名競争入札参加者資格名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載し、公表する。

(資格者名簿への不登載)

- 8 指名競争入札参加資格申請書の記載内容に重大な虚偽がある場合には、その者を資格者名簿へ登載しないものとする。

(名簿登載後の等級変更)

- 9 資格者名簿登載後の等級変更は、原則として行わないものとする。

(名簿登載の有効期間)

- 10 資格者名簿の有効期間は、西暦における奇数年に指名競争入札参加資格申請書の提出を行った者は、当該登録された日の属する年の4月1日から翌々年の3月31日までとし、西暦における偶数年に指名競争入札資格申請書の提出を行った者は、登載された日から登録された日の属する年の翌年の3月31日までとする。

(資格者名簿からの削除)

- 11 資格者名簿に登載された後、次の各号に掲げる事項の一に該当することとなった者がある場合は、資格者名簿からその者を削除するものとする。
- (1) 資格者名簿に登載されている個人が死亡したとき
 - (2) 法人が合併により消滅したとき
 - (3) 法人が破産以外の事由により解散したとき
 - (4) 廃業したとき

(資格の承継)

- 12 資格者名簿に登載された後、個人が法人を設立したとき又は法人が合併したとき（登載のない法人が存続した場合を含む。）等の場合で営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行う承継者があると認められるときは、その承継者を資格者名簿に登載することができる。

(基準に定めない事項)

- 13 この基準に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。

附 則

この基準は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成13年10月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成18年9月25日より施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和 3年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和 5年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和 7年4月1日より施行する。